

疑義照会回答(平成23年12月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
1	国民年金 適用	国民年金第3号 被保険者該当関 係届(資格取得・ 種別変更・種別 確認)	配偶者の第四種 被保険者期間の 訂正に伴う第3号 期間の取扱いに ついて	-	配偶者の厚生年金記録が判明した場合、第四種被保険者期間を訂正(削減)することになりますが、その訂正(削減)された期間について本人の第3号被保険者期間を第1号被保険者期間に種別変更すべきでしょうか。	第四種被保険者の資格喪失については、旧厚生年金保険法第17条第1項第2号に「…規定する被保険者期間を満たしたときに被保険者の資格を喪失する。」と規定されています。厚生年金記録が事後的に判明した場合は、第四種被保険者期間の取消(訂正)を行い、納付済みの保険料については還付することになるため、第四種被保険者期間を取消し又は訂正した期間については、被保険者としてみなすことはできません。 そのため、配偶者の第四種被保険者期間が取消(訂正)された期間は、第四種被保険者の加入事実そのものが無かったものとなり、当該期間において第3号被保険者として取り扱われていた被扶養配偶者については、第2号被保険者の被扶養配偶者としての条件を満たさないため、第1号被保険者に種別変更することになります。
2	国民年金 保険料	国民年金保険 料・納付猶予取 消申請書	免除の取消申請 の取消期間につ いて	国民年金法第90条第 3項	国民年金法第90条第3項では、免除の取消は「取消申請があった日の属する月の前月以後の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができる。」とありますが、取消の始期を申請月の前月と限定することなく、申請日の属する月の前月以後の希望する任意の月より将来に向かって免除取消を行うことはできるのでしょうか。 <事例> 平成22年7月から平成23年6月まで全額免除が承認されている被保険者が、平成23年4月分からの1年前納を行うために免除取消を希望している場合、法第90条第3項の「前月以後」を取消の始期であると解釈すると、平成23年5月中に取消申請を行わなければならない、その場合、1年前納の機会を損失します。 「前月以後」とは単に免除を取り消すことが可能となる範囲を示しているに過ぎず、前月以後の将来の期間であればどの時点からでも取消申請は可能であると解釈することが妥当と思われる。 よって、本件については、平成23年4月中に取消申請があった場合でも、希望する平成23年4月からの免除取消を行うことが可能であると考えます。	国民年金法第90条第3項の趣旨は、同条第1項により免除を承認された期間について、同処分を取り消す場合に、効果を遡って申請時に認められた時点まで取り消すと納付期限を経過して未納となってしまう期間が発生してしまうため、前月以降の期間を取り消すことができることを規定しています。 第90条第3項には、「…当該申請があった日の属する月の前月以後の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができる。」と規定されていることから、申請日の属する月の前月以後の各月については任意で免除期間を取り消すことができます。 ただし、免除取消の始期は申請があった日の属する月の前月以後の任意の月を指定できますが、当該任意の月以後は免除対象の終期まで取り消すこととなります。 なお、国民年金法第90条の2第4項(多段階免除)及び国民年金法平成16年改正法附則第19条第3項(若年者納付猶予)についても同様の取扱いとなります。
3	厚生年金保険 適用	被保険者所属選 択・二以上事業 所勤務届	選択事業所と非 選択事業所を入 替・変更した場合 の標準報酬月額 について	-	<事例> A社(基金未加入の選択事業所:報酬月額30万円)とB社(基金加入の非選択事業所:報酬月額20万円)に平成20年10月1日から二以上事業所勤務被保険者として加入していましたが、平成22年10月1日にB社を選択事業所に変更し、同時に給与改定により報酬月額が20万円から50万円に引き上げられました。(A社は非選択事業所に変更しましたが、報酬月額は変わりませんでした。) 上記事例について、使用関係が継続している場合は、選択の変更を行った月(平成22年10月)の報酬月額の合算(50万円+30万円)により決定するのではなく、給与改定前の報酬月額の合算(20万円+30万円)により決定し、4月目に随時改定を行うこととなりますか。	システム上は、資格喪失、資格取得の処理を行うこととなりますが、各事業所とも報酬の改定を行う契機(資格取得)になりませんので、従前に算定した報酬月額を基に決定することになり、4月目に随時改定を行うこととなります。

疑義照会回答(平成23年12月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
4	厚生年金保険 適用	養育期間標準報酬 月額特例申出書	厚生年金保険養育 期間標準報酬月 額特例申出書の 添付書類(住民票) について	厚生年金保険法施行 令第1条 厚生年金保険法施行 規則第10条の2	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書の添付書類(住民票)は、日本年金機構のホームページによると「提出日から遡って60日以内に発行されたもの」を提出することになっていますが、ここで言う「提出日」とは「事業主が年金事務所に提出した日」と、「被保険者が事業主に申出た日」のどちらでしょうか。	ホームページに記載の提出日は「事業主から年金事務所へ提出をした日」となります。
5	厚生年金保険 適用	被保険者報酬月 額算定基礎届	給与計算の締日 及び支払日両方 に変更があった 際の算定基礎届 の支払基礎日数 及び報酬につい て	厚年指2011-174	事業所の給与計算が以下のとおり変更になった場合の算定基礎届への記載方法についてご教示ください。 <事例> 変更前 末日締、翌月20日払 変更後 15日締、当月25日払 6月25日支払分から変更となる 3月1日～3月31日分を4月20日払(支払基礎日数31日) 200,000円 4月1日～4月30日分を5月20日払(支払基礎日数30日) 200,000円 5月1日～5月31日分を6月20日払(支払基礎日数31日) 200,000円 6月1日～6月15日分を6月25日払(支払基礎日数15日) 100,000円	定時決定を行う際、給与の締日に変更されたことにより、4、5、6月のいずれかの月の支払基礎日数が通常の月より増加する場合には、通常受けるべき報酬以外の報酬を受けるものとして、保険者算定を行うこととなります。 この場合に、単月に通常の一の給与計算期間が確保されている期間と確保されていない期間が混在していれば、変更された給与の締日における期間であるか否かにかかわらず、確保されていない期間分を控除して報酬月額を算定し、標準報酬月額を決定します。 したがって、本件については、給与の締日に変更されたことに伴い、6月中に2度の給与の支払いが発生し、単月に通常の一の給与計算期間が確保されている期間と確保されていない期間が混在していることから、通常の一の給与計算期間が確保されている5月1日から5月31日までの期間における給与(6月20日支払分)を6月の算定月額として取り扱うことになるため、4、5、6月の報酬の総額から、6月1日から6月15日までの期間における給与(6月25日支払分)を控除し、修正平均額により報酬月額を算定し、標準報酬月額を決定することになります。

疑義照会回答(平成23年12月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
6	厚生年金保険 適用	被保険者報酬月 額算定基礎届	入社した当初から一時帰休(週に数日程度の休業)とされた方に係る標準報酬月額 の決定について	厚年指2011-174	一時帰休状態の事業所において、入社した当初から一時帰休とされた方の資格取得時の標準報酬月額の決定は、現に支払われる休業手当を含んだ報酬に基づき決定すべきと考えます。 4月に資格取得し、休業手当を含んだ報酬により資格取得時の標準報酬月額を決定した方の定時決定を行う際、4、5、6月の算定対象月の全てに休業手当を含み、7月1日時点で一時帰休の状況が解消している場合については、9月以後において受けるべき報酬月額を算定することになりますが、資格取得月から通常の給与を受けた月が存在しないことから、報酬月額の算定はどのように行い、標準報酬月額を決定すればよろしいでしょうか。	入社した当初から一時帰休とされた場合については、自宅待機の場合と労働基準法第26条に規定する「使用者の責に帰すべき事由による休業」の設定が異なるだけで、当該休業の措置がとられている状況に変わりはないことから、被保険者資格取得時における標準報酬月額の決定についても自宅待機の場合に準じて取り扱うべきであり、現に支払われる休業手当を含んだ報酬に基づき報酬月額を算定し、標準報酬月額を決定することになります。 また、標準報酬月額の決定の際(7月1日現在)、既に一時帰休の状況が解消している場合における定時決定の取扱いは、当該定時決定を行う年の9月以後において受けるべき報酬をもって報酬月額を算定し、標準報酬月額を決定することになっています。 この9月以後において受けるべき報酬月額とは、一般的に、通常の給与を受けた月における報酬の実績を用いて算定することとされていますが、資格取得時から一時帰休とされた場合には、通常の給与を受けた月が存在していないため、定時決定時点における可能な範囲の推定額を算定することになります。 したがって、本件については、可能な範囲の推定額として、一時帰休とされなければ通常の方法により算定することになる被保険者資格取得時の報酬月額を、9月以後において受けるべき報酬月額として採用し、定時決定における標準報酬月額を決定することが妥当です。
7	厚生年金保険 適用	被保険者報酬月 額算定基礎届	職場復帰プログラムによる低額給の取扱いについて	昭和36年1月26日保 発第4号、保険発第7 号 昭和50年3月29日保 険発第25号	退職からの復帰プログラムを設けている事業所があり、一定期間30%減の報酬で軽微な業務に従事し、その後通常の業務と報酬に戻ることになっています。期間は診断書などで判断され、個別に決められるとのこと。 算定対象期間に復帰プログラム期間が含まれる場合に、算定対象月として4月分を含めるべきかと、二等級以上差を生じた場合の随時改定の取扱いについて照会します。 <事例> ・30%減額は全ての固定的賃金が対象で、就業規則に明記されている。 ・復帰プログラム期間:4月の1ヶ月間のみで17日以上の出勤があった。 ・減給に関する労働基準法に違反していない。 ・賃金締切日:月末締、当月払。	本件では、復帰プログラムとして通常とは異なる軽微な業務への変更があり、その業務に対して就業規則によりあらかじめ定められた報酬の支給をしています。業務の変更があり、その業務について設定された報酬への変更が行われているならば、これを固定的賃金の変動と考えることが妥当です。この取扱いは、軽微な業務から通常の業務へ復帰する場合も同様です。また、この変更が1月に限るものであっても固定的賃金の変動という事実に基づき取り扱うことになります。 したがって、4月は固定的賃金の変動後の通常の報酬が支給されているため、定時決定においてこの月を除外する理由はなく、当該4月の報酬も含めて算定を行います。また、随時改定については、固定的賃金の変動のある月を起算月として2等級以上の差が生じるならば行うことになります。

疑義照会回答(平成23年12月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
8	厚生年金保険 徴収	調査決定の変更	遡及改定に係る 保険料、延滞金 の調査決定の変 更及び還付につ いて	-	<p>1.下記の経過により保険料等の調査決定の変更及び還付を行うに当たり、対応案のとおり処理してよろしいでしょうか。</p> <p><経過> 今回、遡りの算定基礎届、月額変更届の提出により、平成19年4月～平成22年4月の標準報酬月額が訂正された。このとき、訂正期間のそれぞれの月分の保険料を訂正するよう求められる。</p> <p>・事業所の保険料の納付状況・・・滞納あり(17ヶ月) 延滞金も3ヶ月滞納</p> <p>何月分の保険料を還付(更正)するかについての定めはないため、マニュアル上では原則充当処理直前の徴収決定済額を処理することになっています。保険料を更正処理するに当たり、次の①、②の方法が考えられます。</p> <p>①遡及訂正の全期間を通じて更正すべき保険料を求め、 ア) (滞納月も含めて) 充当処理直前から遡り、取消、更正する。 イ) 保険料納付月のみを充当処理直前から遡り、取消、更正する。 ②訂正期間にかかる各月ごとに更正すべき保険料を求め、各月ごとに更正する。</p> <p><対応案> ②のとおり各月ごとに更正すべき保険料を求めて還付処理を行う。</p> <p>2.充当未済額を還付(更正)する場合、マニュアル上では「処理する納付目的年月の定めはないが、事務処理の整理上、原則充当処理直前の徴収決定済額を処理する」ことになっています。これは、上記照会事項1.の保険料を更正処理する方法①にあたりますが、これは、ア)、イ)のどちらを意図したのでしょうか。</p> <p>ア)滞納月も含めて充当処理直前から遡り、取消、更正する。 ⇒充当未済額のうち保険料納付月を更正したもののみが保険料還付対象になる イ) 保険料納付月のみを充当処理直前から遡り、取消、更正する。 ⇒充当未済額はすべて保険料還付対象になる。 新適即滞納の事業所(一度も保険料を納付したことがない事業所)に、イ)の考えで(払ってもいない)保険料を還付するのも不自然に感じます。 また、還付対象月に延滞金が発生していると、延滞金も併せて還付対象になるのでしょうか。</p>	<p>本件の場合、「6か月充当してもなお充当未済がある場合」に充当未済額を還付することが原則ですが、「その他充当未済額を還付する必要がある場合」として、6か月充当を行わず還付処理を行うことも可能と考えます。</p> <p>また、業務処理マニュアルにおいては、充当未済額を還付する場合、「処理する納付目的年月の定めはないが、事務処理の整理上、原則充当処理直前の徴収決定済額を処理する。」としています(厚生年金保険健康保険徴収 I-1-(6)-4)。</p> <p>本件のように、充当処理直前から遡って徴収決定済額を処理しようとするときに、保険料の未納の月がある場合又は保険料が納付済であっても延滞金の調査決定が行われている月がある場合は、当該月を除いて保険料の調定取消又は更正減及び還付の処理を行ってください。</p>

疑義照会回答(平成23年12月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
9	厚生年金保険 徴収	保険料の調査決 定及び納入告知	届書を返戻後、 再受付した時点 で2年以上経過し ている場合の厚 生年金保険法第 75条該当の適否 について	厚生年金保険法第27 条、第75条、第92条 昭和31年4月19日保 文発第2903号	平成20年9月16日に資格取得時報酬の訂正届を受付しました。受付印の表示 有、資格取得年月日は全員平成20年5月以前です。しかし、添付書類不備のため 返戻したところ、その後厚生年金基金から指導があるまで事業所で保管して いたとのことで、平成23年3月7日に再受付しました。 厚生年金保険法第75条該当の適否についてご教示願います。	資格取得時の報酬の訂正届を再受付した時点(平成23年3月7 日)においては、保険料の徴収権の消滅時効の起算日である納 期限の翌日から2年を経過しているため、厚生年金保険法第75 条ただし書に該当しません。 なお、現行においては、書類審査において不備があり返戻をす る場合は、「書類の不備内容の補正等に必要な相当の期間(通 常は1~2週間程度が妥当)を設けて、期限までの提出を求める こと。」としておりますので、対応をお願いします。

疑義照会回答(平成23年12月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
10	厚生年金保険 徴収	歳入金の還付	社会保険料の還 付に係る事務処 理について	民法第166条 歳入徴収官事務規程 第7条、第13条	<p><事例> ○適用事業所について 昭和38年4月1日 新規適用 (管轄:A社会保険事務所) 昭和52年4月1日 所在地変更 (管轄:A社会保険事務所→B社会保険事務所) 昭和55年4月1日 全喪(被保険者全員を本社で適用することになったため)</p> <p>○記録訂正内容について 厚生年金基金加入記録を有する被保険者記録の整備等に係る機構第一次審査実施要領に基づいて、被保険者であった者から訂正申出書の提出があったため、昭和49年8月及び9月の標準報酬月額を「80千円」から「76千円」へ訂正しました。</p> <p>1.年金事務所における還付の事務処理については、昭和49年8月及び9月分の債権管理簿等が保存されていないため、徴収決定済額、収納済額、収納年月日、延滞金調定の有無等が不明で決裁書の作成ができませんが、どのように処理したらよいでしょうか。</p> <p>2.法人の本社で人事労務管理等を実施(承認による一括適用ではない)することになったため、全喪した支店等の事業所に係る保険料等の還付請求は、本社の事業主が行ってもよいでしょうか。</p> <p>3.昭和49年8月及び9月分保険料等の歳入徴収官はA社会保険事務所長です。事業所移管後の歳入徴収官であるB社会保険事務所長には、移管前の債権に係る事務引継がされていないことから、事務処理(昭和49年8月及び9月分保険料の還付処理)はA年金事務所で行うべきでしょうか。それとも平成22年1月以降は全ての社会保険事務所の債権を年金局事業管理課長が引継いでいるため、どちらの年金事務所で行っても問題ないでしょうか。その場合は全喪時の管轄事務所であるB年金事務所でも処理すべきでしょうか。</p>	<p>1.昭和49年8月及び9月分の保険料の納付があったものとして処理してください。具体的な処理手順は以下のとおりです。 (1)昭和49年8月分及び9月分厚生年金保険料に係る「債権調査確認並びに徴収決定済額更正減決裁書」を作成する。 (2)昭和49年8月分及び9月分厚生年金保険料の「徴収決定済額の更正通知」を作成する。 (3)「過誤納額調査決定決裁書並びに過誤納額処理伺」を作成する。 (4)「過誤納額還付通知書」を作成する。 (5)「過誤納額還付請求書」を作成する。 (6)「徴収簿情報登録処理票」を作成する。 (7)(1)～(6)の決裁を受ける。 (8)「Ⅱ号債権管理簿」を作成する。 (9)「総括表及び送付書」「債権発生通知書」「内訳データ」を作成して本部へ報告する。 なお、収納未済のない債権となりますので、更正減及び過誤納に係る債権の発生所属年度は、処理する年度(今年度処理する場合は、平成23年度)としてください。</p> <p>2.還付可能です。還付請求の際は、同一の法人であることが確認できる書類を添付させてください。</p> <p>3.当時の管轄であった事務所で処理してください。</p>

疑義照会回答(平成23年12月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
11	厚生年金保険 徴収	調査決定の変更	現存滞納事業所に 係る保険料の 充当・還付処理 について	厚生年金保険法第83 条第2項 歳入徴収官事務規程 第7条第1項、第3項、 第13条第2項	現存滞納事業所から遡及した月額変更届の提出があり、充当未済額が発生したため、6か月の充当期間後に還付処理をすることになります。 ただし、当該滞納事業所は管轄変更により当年金事務所の適用となつて間もないため、6か月充当期間後の還付予定額より収納済額が少ない状況にあります。しかし、疑義照会回答によれば、過去の保険料と相殺することはできないとされています。 どのような方法で、充当・還付処理を行えばよいでしょうか。	管轄変更後の年金事務所においては、収納済となっている保険料の徴収決定済額の調定取消及び還付処理を行います。それでもなお残った充当未済額については、下記の手順で行ってください。 ①管轄変更後の年金事務所は、管轄変更前の年金事務所に、還付を行うための徴収決定済額の調定取消又は更正減及び還付処理を依頼するとともに、調整伺により充当未済額の取消処理を行う。 ②管轄変更前の年金事務所は、還付を行うための徴収決定済額の調定取消又は更正減及び還付処理を行い、「徴収決定済額取消(又は更正)通知書」及び「過誤納額調査決定決議書並びに過誤納額処理伺」(写)を管轄変更後の年金事務所へ送付する。 ③管轄変更後の年金事務所は、「過誤納額調査決定決議書並びに過誤納額処理伺」(写)をもとに、「還付請求書」、「過誤納額還付通知書」を手作業で作成し、「徴収決定済額取消(又は更正)通知書」とともに事業所へ送付する。
12	厚生年金保険 徴収	その他	事業所の合併に 伴う同月得喪の 保険料について	厚生年金保険法第19 条、第81条 健康保険法第155条、 第156条	A事業所はB事業所と2月24日に合併し、事務手続き上はB事業所を存続事業所としています。 A事業所で2月1日に資格取得していた方がおり、処理上2月24日付でA事業所の資格喪失のうえ、同日付でB事業所の資格取得をしましたが、A事業所には、同月得喪による厚生年金保険料及び健康保険料が発生しました。 通常の同月得喪処理の場合、厚生年金保険料はB事業所における1か月分の保険料納付となり、健康保険料については、それぞれの事業所で保険料納付しなければなりません。 本件の場合、手続き上A事業所の資格喪失の手続きはしているものの、その理由は、事業所の合併によるものであり、合併により事務手続き上残した事業所と本人の使用関係は合併以前より継続しているものとは考えられないでしょうか。健康保険料はそれぞれの事業所で保険料納付しなければならないのでしょうか。	「工場の譲渡により事業主に変更のあった場合、旧事業主が事業主として使用される被保険者を解雇しなければ右の被保険者は、新事業主にそのまま使用されるので、事業主変更届は必要であるが、得喪届は不要である。」(昭和3年5月19日保理第1370号)の通知に基づき、事業主の変更があったときに、被保険者の資格得喪関係は、全体的にみて使用関係が変更したと認められなければ得喪は生じない、とされています。 全体的にみて使用関係が変更したと認められない場合であっても、資格を取得した当月に事業所が消滅し、存続事業所に引き継がれた被保険者に係る健康保険の保険料については、二重の保険料が発生することになるため、御指摘のとおり、消滅事業所の保険料について、更正減、調定取消等を行ってください。
13	厚生年金保険 徴収	還付請求	解散した厚生年 金基金に加入し ていた期間の保 険料還付につい て	厚生年金保険法第12 条	年金受給手続きのため記録の確認を行ったところ、統合共済期間と厚生年金期間(平成2年9月及び10月)が重複していることが判明し、厚生年金期間の取消処理を行ったため還付又は充当処理が生じました。 この事業所は基金加入をしていましたが、現在すでに解散しており、一般保険料率での保険料徴収となっています。(基金解散日:平成14年7月26日)また、厚生年金基金保険料原資については企業年金連合会に引き継がれています。 今回取消した期間の厚生年金保険料を還付又は充当処理をする場合、1種の保険料額と5種の保険料額のいずれの額になるのかご教示願います。	本件は、厚生年金基金が解散となる前であり、厚生年金基金の代行部分を除いた保険料額を徴収したと考えられます。事業所には、徴収した保険料額分(5種)を還付又は充当してください。

疑義照会回答(平成23年12月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
14	年金給付	遺族給付年金請求書(遺族厚生・遺族基礎)	遺族年金請求書に添付する「死亡診断書」等に代わるべき書類について	国民年金法施行規則第39条 厚生年金保険法施行規則第60条	遺族年金を請求するときは、「被保険者又は被保険者であった者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類」を請求書に添えなければならないとされています。 東日本大震災に伴い、御遺体が発見されていない場合でも死亡届を提出できるとされていますが、この場合、「死亡診断書」「死体検案書」及び「検視調書」に記載してある事項についての市町村長の証明書は、添付不可能となります。このため、本来は「これに代わるべき書類」として死亡届に添付した申述書を添えるものと考えますが、申述書を添付できない場合についての取扱いについてご教示願います。	東日本大震災に伴い、御遺体が発見されないまま死亡届が受理されたことにより、「死亡診断書」「死体検案書」及び「検視調書」に記載してある事項についての市町村長の証明書が添付できない場合は、市区町村に提出する死亡届に添付した「申述書」(写)により代用してください。 また、「申述書」(写)を添付できない場合については、死亡診断書(死体検案書)の提出に関する申立てをしていただくことにより、代用してください。
15	年金給付	遺族給付年金請求書(遺族厚生・遺族基礎)	短期要件による遺族厚生年金について	厚生年金保険法第58条 旧厚生年金保険法第52条 厚生年金保険法昭和60年改正法附則第72条 昭和61年経過措置政令第88条	3級の障害年金受給権者(3級不該当により支給停止となっているものを除く)が死亡した場合、直接死因の傷病と相当因果関係にあるときには、2級の障害の程度にあったものとみなし、短期要件の遺族厚生年金が発生するものと取り扱っていますが、本来であれば3級の障害厚生年金受給権者が1級又は2級の障害厚生年金の受給権を取得するためには、65歳に達する日の前日までに改定請求を行うことが必要であるものを、死亡の原因傷病と障害厚生年金受給の原因傷病との間に相当因果関係があるときには、請求行為を行なったものとして取り扱っています。このため65歳以後に死亡した場合は、短期要件の遺族厚生年金は発生しないとされています。 しかし、旧厚生年金保険法第52条第2項(改定請求)にはこのような年齢制限の規定はありません。 旧法の障害年金受給者が死亡した場合も同じ取扱いとなりますか。	障害厚生年金又は旧厚生年金保険法の障害年金の3級の受給権者の死亡の場合、障害基礎年金の受給権の有無や死亡時の年齢等にかかわらず、直接死因の傷病と障害厚生年金又は旧厚生年金保険法の障害年金の傷病に相当因果関係があると認められるときは、死亡時において障害等級1級又は2級の状態にあることが確認できれば、短期要件による遺族厚生年金の支給を行うことができるものとして取り扱ってください。
16	年金給付	遺族給付年金請求書(遺族厚生・遺族基礎)	事後重症による障害厚生年金を請求し同月に死亡した場合の障害厚生年金及び遺族厚生年金の受給権について	厚生年金保険法第47条の2、第58条第1項第3号	初診日から8年10ヵ月後の国民年金の被保険者期間に、障害厚生年金を「事後重症による請求」により請求されました。その後、請求日の属する月に、障害厚生年金の請求傷病と同一の傷病が原因で請求者が死亡されました。 この場合は、障害厚生年金の支分権は発生しないものと考えられますが、障害厚生年金の基本権が発生するものと考え、「障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が死亡したとき。」として、短期要件での遺族厚生年金の受給権が発生するのをご教示願います。 なお、本件は、長期要件にも、他の短期要件にも該当していません。なお、請求者は国民年金法に規定する障害等級1級又は2級のいずれかに該当する見込みです。 <事例> 厚生年金保険資格取得日 平成10年4月1日 初診日 平成14年6月3日 厚生年金保険資格喪失日 平成23年4月1日 障害厚生年金請求日 平成23年4月4日 死亡日 平成23年4月25日	障害厚生年金の裁定を行い、その後に遺族厚生年金の裁定処理をしてください。

疑義照会回答(平成23年12月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
17	年金給付	障害基礎年金請求書	障害基礎年金に係る処分通知書について	行政手続法第8条 給付指2010-218 給付指2011-126	<p>障害基礎年金の「認定日請求」と「事後重症請求」が同時に請求された場合、それぞれの請求に対し、処分結果を通知することになっていますので、事後重症で支給決定をしたとしても、障害認定時に支給されない場合、障害認定時の不支給決定を通知することになります。一つの裁定請求書に対し複数の処分を通知する場合、重複障害による裁定請求時はどのように処分通知をするべきでしょうか。</p> <p>処分通知の作成について、例示する次の1～4の認定結果における通知の場合どのようにするべきかご教示願います。なお、前提として1～3の事例は、いずれも同一の傷病ではなく、かつ初診日が同一であるとしてします。</p> <p>1.内科的疾患同士の2種類の診断書で障害認定日請求と事後重症請求があり、一方の診断書は障害認定日時点が3級程度、事後重症請求時が2級程度に該当するが、もう一方の診断書は障害認定日及び事後重症請求時においても3級不該当であり、総合認定の結果は、障害認定日時点が3級程度、事後重症請求時が2級該当するとき</p> <p>2.内科的疾患と外部障害(眼と耳以外)の2種類の診断書で障害認定日請求と事後重症請求があり、各々の診断書とも障害認定日時点と事後重症時点で3級の程度に該当するが、併合(加重)認定しても3級であるとき</p> <p>3.内科的疾患と外部障害(眼と耳以外)の2種類の診断書で障害認定日請求と事後重症請求があり、外部障害は障害認定日時点と事後重症請求時点のどちらも2級程度に該当するが、内部的疾患は障害認定日時点と事後重症請求時点のどちらも3級不該当(併合判定参考表の13号にも該当しない)であるとき</p> <p>4.事後重症請求があり、初診日不明のため納付要件の確認が困難であるが、障害の状態(程度)について審査したところ、仮に納付要件を満たしていたとしても裁定請求日時点で2級の程度に該当しないことが明らかであるとき</p>	<p>1.内科的疾患は総合認定することから、3級不該当でも総合認定に含まれ診断書を登録し、総合認定した結果を通知するため、障害認定日時点の3級該当による不支給決定通知書と裁定請求日時点の支給額決定通知書にて通知してください。(処分通知2通)。</p> <p>2.各々の診断書に対する審査結果を通知する必要はなく、併合(加重)認定した結果を処分通知するものであり、障害認定日時点と事後重症請求時点の併合認定結果の処分通知を行ってください。(処分通知2通)。なお、1枚の通知書に2つの処分内容を記載することは可能です。</p> <p>3.認定日において併合認定を行った結果である2級を通知し、請求日時点についての通知は不要です。なお、内科的疾患は障害とみなされず、併合認定の対象とはならなかったことから、傷病コードや診断書コードの登録は行わず、障害の等級は2級17号以外となります。</p> <p>4.却下の通知書には処分理由のみ記載して下さい。お客様に伝えたいことがあれば、通知書に添書を同封することは差し支えありません。</p>
18	年金給付	老齢年金請求書(旧)(厚生年金)	受給権発生後の被保険者期間を追加した場合の旧法厚生年金老齢年金の年金額について	厚生年金保険法昭和51年改正法附則第5条、第35条	<p><事例> 生年月 明治43年2月(女性) 老齢(厚生年金老齢年金)受給者 受給権発生年月 昭和40年3月 被保険者期間 191月 平均標準報酬 285,615円(平成22年再評価) 判明厚生年金期間 昭和42年12月1日～昭和44年8月7日</p> <p>上記の受給者に受給権発生以降の厚生年金記録が新たに判明した場合においては、前発の老齢年金は失権後新規裁定する取扱いとなっています。今回、記録が判明したため見込額照会をしたところ、前発の年金額より低い額となりました。このような場合、前発の年金額を保障するような措置等はあるのでしょうか。</p> <p>今回の事例は、再裁定として計算した場合、年金額は増額し、失権後新規裁定となると年金額が減額となります。</p>	<p>被保険者期間を追加して新規裁定を行った場合に、過去に受給権があった場合に失権した年金額を保障する規定はありません。</p>

疑義照会回答(平成23年12月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
19	年金給付	障害給付年金請求書(障害厚生)	障害基礎年金及び障害厚生年金の初診日の取扱いについて	国民年金法第30条 厚生年金保険法第47条	<p>以下の案件について、今後の処理をどう行うべきかご教示ください。</p> <p>・請求傷病(遷延性うつ病) <経過> ①障害厚生年金請求(診断書による初診日:平成11年9月、厚生年金保険加入中)として、機構本部へ進達。 ②「病歴申立書」及び「受診状況等証明書が添付できない理由書」での本人の申立内容のみにより、初診日(平成11年2月、国民年金加入中)として、審査するよう返戻される。 ③障害基礎年金請求へと受付替。 ④機構本部の指示に従い、認定医師に審査を依頼したところ、平成11年2月は、睡眠薬処方はあるが、内科での受診であり、この時点では精神疾患とは認められない。初診日は平成11年9月が妥当であるとの見解であった。 ※ちなみに、障害の程度は厚生年金障害等級表3級程度という審査結果。 ⑤この結果から、初診日は、診断書の記載及び認定医師の見解から、平成11年9月とし、障害厚生年金での再審査を機構本部へ依頼。 ⑥しかし、請求傷病(遷延性うつ病)と睡眠薬処方とは相当因果関係があるとして、障害基礎年金での再審査をするように再度返戻された。</p> <p>1.医療機関の証明が何もないにもかかわらず、本人の申出(希望)のみで初診日を取り扱ってもよいのでしょうか。</p> <p>2.初診日について、障害厚生年金の認定医師の見解と障害基礎年金の認定医師との見解が異なります。このような場合にどう処理を進めるべきでしょうか。</p>	<p>1.受診状況等証明書が添付できない際は、可能な限り初診日が確定できる客観的な書類の添付が求められていますので、ご質問の「何もない」にもかかわらずの場合は、例えば、身体障害者手帳の写し、健康診断の記録の写しなどの参考資料を総合的に判断し、初診日の決定を行ってください。</p> <p>2.機構本部は初診日を平成11年2月と判断しているため、障害基礎年金として取り扱ってください。なお、本人が障害厚生年金としての裁定を希望しているのであれば、国民年金の認定医師の「認定書の写し」を添付し、機構本部に進達してください。ただし、却下処分を受けた後に、障害基礎年金として請求をする場合は、再度、診断書を揃える必要があります。</p>
20	年金給付	標準報酬改定請求書(合意分割)	当事者の一方が死亡した場合の年金分割について	厚生年金保険法第78条の2 厚生年金保険法施行令第3条の12の7、第3条の12の14 厚生年金保険法施行規則第78条の4	<p>1号改定者が老齢厚生年金受給中であり、2号改定者が年金受給待機者の場合、標準報酬改定請求を行うと1号改定者の年金額が減額し、2号改定者は分割の効果を受けることができず、当事者間では不利益のみ生じることになります。そのため、請求時期についてご検討いただくよう説明を行ったところ、請求期限の2年まで改定請求を行わないとのことでした。 しかしながら、請求時期を延ばすことによって万一のときも想定しなければならぬため、当事者の一方が死亡した場合について疑義が生じました。下記的事项についてご教示願います。</p> <p>1.当事者の一方が死亡した場合の合意書での請求は、死亡前に合意書及び万一のときは委任するという委任状の作成を行っていただければ請求は可能でしょうか。</p> <p>2.改定の請求期限について、業務処理マニュアルにおいて3号分割は死亡後1ヵ月以内と記載されていますが、合意分割には記載がありません。同様の取扱いでよろしいのでしょうか。</p>	<p>1.本件の場合、「合意書」による改定請求は行えません。(厚生年金保険法第78条の2、施行令第3条の12の7、施行規則第78条の4)</p> <p>2.保険料納付記録は一身専属制があることから、実際には、死亡した者の保険料納付記録を分割することはできません。そのため、死亡した者の相手方が分割請求してきた場合は、原則として、死亡した者の保険料納付期間を分割することはできません。しかしながら、その特例として厚生年金保険法施行令第3条の12の7及び第3条の12の14により、3号分割も合意分割も、離婚後2年以内であって、死亡後1ヵ月以内であれば死亡日の前日に改定請求があったものとみなされます。</p>

疑義照会回答(平成23年12月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
21	年金給付	脱退手当金請求書	基礎年金番号に収録されている脱退手当金の計算の基礎となった被保険者記録に誤りが判明した場合の取扱いについて	-	老齢基礎・老齢厚生年金受給中の女性について、基礎年金番号に収録されている脱退手当金支給済期間が、窓口装置の記録と名簿(原票)の記録(資格取得日・標準報酬月額)で相違していることが判明しました。機構本部記録管理部に照会したところ、名簿に基づき記録訂正されたため、窓口装置の一時金支給額と支払うべき額に差が生じましたが、その場合の取扱いについてご教示願います。	本件については、年金受給権の有無にかかわらず、年金記録確認第三者委員会による非あつせんが決定された後に、脱退手当金支給決定の更正をしてください。 脱退手当金未支給期間については、「厚生年金保険の脱退手当金に係る取扱いについて」(平成21年11月19日庁保険発第1119002号)を参照してください。 保険給付の計算の基礎に算入された場合は、時効特例法に該当します。また、返納金については、会計法第30条の規定により時効消滅となります。
22	年金給付	未支給(年金・保険給付)請求書	東日本大震災により行方不明となった者の死亡推定の取扱いについて	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第97条、第99条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令 年管管発0607第5号 給付指2011-169	遺族年金等の請求者の同順位者や先順位者が行方不明である場合、申立書等により死亡推定できるでしょうか。	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第97条及び第99条における「死亡に係る給付の支給に関する規定の適用」の範囲については、先順位者及び同順位者である行方不明者が死亡したものと推定されることにより、後順位者等に受給権が発生する場合には、当該行方不明者も含まれると解釈することができます。 また、ご照会のように、先順位者の死亡推定を行うような場合については、給付指2011-169に基づき、行方不明となった先順位者の死亡推定を行ってください。
23	年金給付	障害給付年金請求書(障害厚生)	障害手当金と障害厚生年金の事後重症請求について	厚生年金保険法第47条の2、第55条	障害手当金の支給要件の規定については、厚生年金保険法第55条において「…初診日において被保険者であった者が、当該初診日から起算して5年を経過する日までの間におけるその傷病の治った日において…障害の状態にある場合に支給する。」とあります。 65歳に達する日の前日までの間において、障害手当金支給決定の対象となった傷病により障害等級1～3級に該当する程度の障害の状態に至ったことから、厚生年金保険法第47条の2による事後重症請求をした場合における支給済みの障害手当金の取扱いについてご教示願います。	障害手当金の受給要件として「傷病が治った」ことが要件の一つとされているため、65歳に達する日の前日までの間に障害手当金支給決定の対象となった傷病が障害等級1～3級に該当する程度の障害の状態に該当することは、本来ありえません。 しかし、将来において現実に障害等級1～3級に該当する程度の障害の状態に該当することとなった場合、障害手当金支給決定時の「傷病が治った」ことの認定が誤りであったこととなり、支給決定の誤りとなります。 よって、将来において、厚生年金保険法第47条の2による事後重症の受給要件を満たせば、障害厚生年金の受給権を取得しますので、障害手当金の支給決定を取消してください。また、会計法第31条の規定を適用のうえ、過払金の返納を求めてください。

疑義照会回答(平成23年12月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
24	年金給付	遺族給付年金請求書(遺族厚生・遺族基礎)	農林共済組合員期間がある者の遺族厚生年金の受給権について	厚生年金保険法平成13年改正法附則第6条、第13条第1項 平成14年経過措置政令第9条、第10条	大正13年1月4日生の旧国民年金老齢年金受給者に、統合前の農林共済組合員の期間15月(昭和61年4月15日～9月21日(5ヵ月)、昭和62年4月15日～9月21日(5ヵ月)、昭和63年4月15日～9月21日(5ヵ月))が判明し、平成22年11月28日に死亡されました。この場合、遺族厚生年金の受給権が発生するかご教示願います。	統合前に旧制度農林共済法による通算退職年金の受給権を有する者が、平成14年4月1日以降死亡した場合、農林共済組合員期間を厚生年金保険の被保険者期間とみなし、遺族厚生年金の受給権は発生します。
25	年金給付	脱退手当金請求書	脱退手当金支給に係る被保険者期間の計算について	労働者年金保険法第24条 労働者年金保険法中改正法律(旧旧厚生年金保険法)第24条 旧旧厚生年金保険法第49条ノ3 旧旧厚生年金保険法附則第1条及び第5条(昭和19年勅令第362号)	労働者年金保険法から旧旧厚生年金保険法への法改正時に行われた脱退手当金に係る資格期間の計算についてご教示ください。 <オンライン上の脱退手当金支給記録> 資格取得日 昭和19年8月20日 資格喪失日 昭和20年8月30日 月数 12月 支給額 56円 支給日 昭和21年4月26日 <旧台帳における脱退手当金支給記録> 資格取得日 昭和19年8月20日 資格喪失日 昭和20年8月30日 標準報酬月額 昭和19年8月～昭和19年12月 80円 昭和20年1月～昭和20年7月 130円 資格期間 11.5月 平均標準報酬月額 110.43円 支給額 55.21円又は56.21円(写し不鮮明なため) 支給日 昭和21年4月26日 備考 法第49条3 労働者年金保険法施行後の被保険者期間のうち脱退手当金の計算の基礎とされる期間について、また、脱退手当金の計算方法について照会いたします。	本件について、旧台帳に「改」の表示がある場合は、労働者年金保険法中改正法律(昭和19年法律第21号)により新たに被保険者となった者であるため、被保険者期間に算入されるのは昭和19年10月1日からとなり、脱退手当金の額計算の基礎となる期間は10月となります。 一方、旧台帳に「改」の表示がない場合は、労働者年金保険法中改正法律により新たに被保険者となった者ではないため、被保険者期間に算入されるのは昭和19年8月20日からとなり、脱退手当金の額計算の基礎となる期間は12月となります。 また、労働者年金保険法第24条第1項但書の規定については、労働者年金保険法中改正法律により昭和19年10月1日以降に受給権発生する保険給付については適用されなくなります。

疑義照会回答(平成23年12月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
26	年金給付	脱退手当金請求書	脱退手当金の取消の可否について	厚生年金保険法昭和60年改正法附則第75条 旧厚生年金保険法第46条の3第1項、第69条 通算年金通則法第4条第2項 会計法第30条、第31条	<p><事例> 生年月日 昭和9年5月24日(女性) 脱退手当金支給期間 昭和31年8月8日～昭和34年10月1日(38月) 昭和54年9月1日～昭和59年12月1日(63月) 計101月 脱退手当金支給日 平成7年5月23日</p> <p>本人の厚生年金保険加入期間はすべて脱退手当金として支給済みであり、他に国民年金納付済期間が40月、全額免除期間が64月あります。 今回、元配偶者の記録の確認を行ったところ、合算対象期間が182月あることが判明しましたが、昭和61年4月以降に支給された脱退手当金について、その計算の基礎となった期間は合算対象期間とはならないため、受給権が発生しません。 これは、脱退手当金請求時に、合算対象期間の確認不足により、老齢年金の請求はできないと判断し、脱退手当金の請求に至ったものであると推測されます。この場合に脱退手当金の取消を行い、上記期間を厚生年金被保険者期間として年金を決定することが可能か、また、取消を行い、上記期間を年金として決定した場合に、脱退手当金の返納を求めるのかご教示願います。</p>	<p>本件の場合、脱退手当金の請求当時、その者が通算老齢年金の受給権を取得していたことになるため、当該脱退手当金の支給決定を取り消すことになります。(旧厚生年金保険法第69条、第46条の3第1項、通算年金通則法第4条第2項) 脱退手当金が取消となった場合の返還請求権については、会計法第30条及び第31条の規定により、5年を経過すると時効により消滅します。したがって、今回のケースは脱退手当金支給日が平成7年5月23日であることから、返還を求めることはできません。</p>
27	年金給付	障害給付年金請求書(障害厚生)	厚生年金保険法第75条と障害年金の初診日について	厚生年金保険法第18条、第31条、第75条 昭和31年4月19日保文発2903号	<p>被保険者の確認請求により、2年を超える期間についての被保険者期間が認められる可能性があります。この方は事後重症の障害基礎年金を受給しており、障害基礎年金の初診日の納付記録は国民年金期間であり免除となっておりますが、確認請求によると初診日が厚生年金保険の被保険者期間に該当します。 厚生年金保険の被保険者期間が2年以上遡及し、初診日が厚生年金保険被保険者期間に該当する場合の取扱いについてご教示願います。</p>	<p>障害年金の初診日において厚生年金保険被保険者に該当することとなるため、障害厚生年金の納付要件を確認することになりますが、2年以上遡及した期間については「未納」として取り扱うこととなるため、直近1年の納付要件は使えず「3分の2要件」をもって判断することになります。3分の2要件を満たしていれば障害厚生年金の受給権が発生し、事後重症ではありますが請求行為は障害基礎年金請求時に行われているため、障害厚生年金の認定日についても障害基礎年金の認定日と同日とします。3分の2要件を満たさない場合には障害厚生年金は不支給となります。 また、不支給となった場合、従来は国民年金免除期間であったものが厚生年金保険期間となったことにより、上記と同じく納付要件を満たさなくなるため、障害基礎年金についても不支給となり返納となります。</p>

疑義照会回答(平成23年12月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
28	年金給付	老齢給付年金請求書(老齢厚生)	特別支給の老齢厚生年金の定額部分発生後に裁定請求をする場合の添付書類について	厚生年金保険法平成6年改正法附則第19条第4項第5項 厚生年金保険法施行規則第30条 平成17年12月16日庁保発第1216001号 平成23年3月23日年発0323第1号	以下の事例における裁定請求書(老齢)に添付する戸籍・住民票の発行年月日について、ご教示願います。 <事例> 生年月 昭和22年4月(男性) 平成23年4月 定額部分発生年齢到達 平成23年5月 老齢年金裁定請求 事例のケースについて、当年金事務所では受給権発生日以後、かつ、提出日から6月以内に交付された戸籍・住民票が必要として、平成23年3月に交付された戸籍・住民票をお預かりしたところ、事務センターより定額発生日以後、かつ、提出日から6月以内に交付された戸籍・住民票が必要である旨の指示がありました。 定額発生後の請求であっても、戸籍・住民票は必ずしも定額発生後に交付されたものである必要はないものと思われます。 一方、平成23年3月23日年発0323第1号によると、生計維持関係の認定日は加給年金の加算開始事由に該当した日としており、定額発生日時点の婚姻状況等により生計維持関係を認定する必要があることから、事務センターの主張どおり、定額発生日以後に交付された戸籍・住民票が必要とも思われます。いずれが正しいのかご教示願います。	定額部分支給開始年齢到達後に裁定請求があった場合、生計維持関係の認定は定額部分支給開始年齢に達した当時の事情に基づき判断することとされています。(平成13年2月28日庁保発第7号通知「厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う実施事務の取扱いについて(通知)」の「第2 加給年金額対象者の生計維持関係の認定等に関する事項」の1の(2)参照) 受給権発生日以後に交付されたもので、かつ、提出日から6月以内の戸籍・住民票の内容が、定額部分支給開始年齢に達した当時の事情と変わらないものであれば、定額部分発生日前のもので問題ありません。ただし、提出日において生計維持関係の状態に変更が無いことを聴き取り、必ず「老齢厚生年金加給年金額加算開始事由該当届(生計維持申立書)」を受理してください。
29	年金給付	老齢給付年金請求書(老齢厚生)	基金代行部分がある者の老齢厚生年金繰下げについて	厚生年金保険法平成12年改正法附則第17条第1項 平成12年改正前厚生年金保険法第44条の3第4項、第131条第1項、第132条第2項	厚生年金保険法平成12年改正法附則第17条第1項に基づき老齢厚生年金を繰下げ請求した方については、基金代行部分に係る繰下げによる加算分は国が支給することになるのでしょうか。 <事例> 生年月日 昭和9年8月14日(男性) 厚生年金保険被保険者期間 423月、うち基金加入期間 320月 平成6年8月14日 特別支給の老齢厚生年金受給権発生 平成11年8月13日 65歳到達 平成14年9月26日 老齢厚生年金繰下げ請求	厚生年金基金の加入員であった期間がある方が、厚生年金保険法平成12年改正法附則第17条第1項の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした場合、厚生年金基金が支給する老齢厚生年金の代行部分の金額については繰下げによる加算は行われません。 また、厚生年金基金が支給する老齢厚生年金の代行部分の支給開始時期については、繰下げの申出をした場合でも老齢厚生年金の受給権を取得したときからとなります。

疑義照会回答(平成23年12月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
30	年金給付	障害基礎年金請求書	老齢基礎年金繰上げ受給者からの障害基礎年金失権の取消申立について	国民年金法第35条第3号 国民年金法附則第9条の2の3	<p>平成18年1月(64歳時)到老齢基礎年金を繰上げ申請をして受給している方(現在69歳)が、以前障害基礎年金を受給しており、障害不該当年月日から3年経過のため、現在は失権しています。</p> <p>障害不該当年月日から3年経過するまでの間に障害基礎年金の1、2級に該当する場合、失権を取り消し遡って障害基礎年金を支給することができるでしょうか。</p> <p><事例> 平成17年4月30日 障害不該当 平成18年頃より悪化している旨申立あり 平成19年1月19日 65歳到達 平成20年4月30日 失権(3年経過)</p> <p>障害不該当による支給停止の消滅は、現症年月日の診断書で判断することから、平成17年4月30日から平成20年4月30日までの間に障害が重くなり障害基礎年金1、2級の状態であった場合、支給停止事由消滅届、診断書(その間の現症年月日)により審査し認められれば、失権の取消を行い遡って支給してよろしいでしょうか。</p> <p>また、その現症年月日以降から現在までの障害の状態を確認することが必要と考え、現症年月日の翌年以降毎年誕生月の現症の診断書を求めなければなりませんでしょうか。</p>	<p>本件について、国民年金法第36条第2項の規定により、支給停止となったときから同法第35条第3号の規定により受給権消滅となるまでの間に1、2級に該当する程度の障害の状態に該当した場合は、支給停止の事由が消滅するため、障害基礎年金の支給が可能となります。</p> <p>診断書については、1、2級に該当する程度の障害の状態に該当した時点の現症年月日のものを添付することになります。</p>
31	年金給付	脱退手当金請求書	脱退手当金の支給取消について	昭和22年法律第45号による改正後の旧厚生年金保険法第48条 昭和23年法律第127号による改正後の旧厚生年金保険法第48条 平成21年12月25日庁保発第1225001号 平成22年4月30日年管発0430第1号	<p>年金記録の確認申立書の提出があり、記録回復が不可能と判断し第三者委員会に送付したところ、第三者委員会より職権訂正可能な事案であるとして返戻されました。</p> <p><事例> 生年月日 大正13年3月31日(男性) 被保険者期間 昭和22年5月1日～昭和23年3月21日 昭和23年4月1日～10月1日 脱退手当金支給記録 昭和22年5月1日～昭和23年3月21日 支給日 昭和23年11月25日 支給額 300円</p> <p>支給記録より、旧厚生年金保険法第48条(昭和22年法律第45号改正後)に基づき支給決定が行われていると思われます。</p> <p>第三者委員会の見解は、「昭和23年4月1日に再取得していることにより旧厚生年金保険法第48条(昭和22年4月改正)の規定による受給権は消滅し、昭和23年10月1日に資格喪失したことにより、旧厚生年金保険法第48条(昭和23年7月改正、昭和23年8月施行)の該当となる。したがって、受給要件を満たさなくなるため、支給記録を取り消すべきである。」というものです。</p> <p>脱退手当金支給記録は取り消すものと思われませんが、取り消す根拠についてご教示願います。</p>	<p>旧厚生年金保険法昭和23年改正法附則に従前の例による支給を行う規定がないことから、支給記録を取り消してください。</p>

疑義照会回答(平成23年12月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
32	年金給付	老齢給付年金請求書(老齢厚生)	カセットオープンにより年金受給中の記録が脱退手当金支給済であることが判明した場合の対応について	給付指2010-170	<p>厚生年金保険被保険者期間393月で老齢厚生年金を受給中の方について、ねんきん特別便を契機とする照会の調査中に、紙台帳記録がオンラインへ収録されていないことが判明しました。オンライン収録を依頼したところ、393月のうち83月は紙台帳記録で脱退手当金支給済になっているため、窓口装置の記録も脱退手当金支給済となりました。また、残りの310月については、年金手帳記号番号の記録として分割された状態になりました。</p> <p>しかし、給付指2010-170及び疑義照会回答によると、紙台帳の記録と窓口装置の記録が相違している場合は、ご本人に記録の内容をご確認いただき、訂正又は訂正不要の判断をいただくことになっています。</p> <p>本件についても、窓口装置の記録をオンライン収録の前の状態に戻したうえで、ご本人に記録の訂正又は訂正不要の判断をいただくこととしてよろしいでしょうか。</p>	標準報酬に関する紙台帳等の記録とオンラインの記録が相違している場合は、記録問題事案としてご本人に、記録の内容をご確認いただき、訂正又は訂正不要のご判断をいただいたうえで、手続きを進めることになっていますので、今回のケースも同様な対応をお願いします。
33	年金給付	標準報酬改定請求書(合意分割)	標準報酬改定(合意分割)を代理人が請求した場合の委任状について	厚生年金保険法施行規則第78条の4第2項第2号	<p>当事者双方の合意書による窓口請求では、代理人が来所する場合は委任状(年金分割の合意書請求用)を持参することになっていますが、委任状の「代理人(委任をされる方)」欄の筆跡が明らかにご本人の筆跡と異なる場合、その委任状は有効として取り扱ってよろしいかご教示願います。</p> <p>委任状の裏面注意事項では、「ご本人(委任をする方)」欄については「ご本人が必ず署名してください」の文言があるのに対し、「代理人(委任をされる方)」欄については「ご本人が誰を代理人にするかを決め、その方の氏名…を記入してください」とあり、誰が記入するのか明示されていません。</p> <p>1.委任状を渡したことにより、その者に委任したと推認して有効とする。 2.ご本人が誰を代理人に決定したか明確でないため、無効とする。 いずれで対応すべきでしょうか。</p>	<p>代理人の委任状は、「第1号改定者又は第2号改定者の記名及び押印がある委任状(押印した印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。)」とされています。</p> <p>「ご本人(委任をする方)」欄と「代理人(委任をされる方)」欄の筆跡が異なっていたとしても、厚生労働省令(厚生年金保険法施行規則第78条の4第2項第2号口)に定める内容を満たしていれば正当な委任状として対応してください。</p> <p>委任状について不審な点があれば、ご本人(委任をする方)の意思を確認することが必要となります。その場合、委任者と受任者の関係に配慮し、受任者に承諾を得たうえで、ご本人へ連絡をするなどの対応をお願いします。</p>

疑義照会回答(平成23年12月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
34	年金給付	脱退手当金請求書	脱退手当金の支給日が他の年金手帳記号番号の被保険者期間中にある場合の取扱いについて	旧厚生年金保険法第70条	<p>支給年月日が厚生年金保険の被保険者期間中である脱退手当金については、当時の脱退手当金の支給自体が無効であるため、当該脱退手当金支給決定記録を取り消すこととなります。次の事例の場合は、2つの年金手帳記号番号(以下「手番」という。)の記録に基づいて脱退手当金の審査をする場合、支給決定等を具体的にどのように行えばよいでしょうか。</p> <p><事例> 生年月日 昭和16年6月17日(女性) 厚生年金保険手番2件同時判明 記録はこの手番のみ 基礎年金番号なし</p> <p><手番Aに収録の記録> 昭和40年12月16日に全期間脱退手当金支給。45月 7,720円 支給対象期間 昭和35年9月20日 取得 昭和37年4月11日 喪失 19月 昭和37年7月2日 取得 昭和38年1月31日 喪失 6月 昭和39年1月1日 取得 昭和40年9月3日 喪失 20月</p> <p><手番Bに収録の記録> 昭和40年10月1日 取得 昭和41年2月27日 喪失 4月 昭和41年3月1日 取得 昭和43年4月21日 喪失 25月 計29月</p>	手番Aの脱退手当金支給日が手番Bの被保険者期間中にあるため、手番Aの脱退手当金支給記録を取り消してください。その場合の返還請求権については、時効が成立しています。新たに判明した期間は、原則として被保険者期間として存続させ保険給付の計算の基礎としますが、被保険者期間として存続しても年金受給権を満たさない可能性がある場合や、本人が脱退手当金の支給を希望する場合は、脱退手当金の新規決定を行ってください。
35	年金給付	障害基礎年金請求書	外国籍(永住者以外)の方からの障害年金請求について	国民年金法第30条の4第2項 昭和56年6月25日庁保発第17号	<p>20歳前に初診がある外国籍の方から、平成23年7月11日受付で、事後重症による請求として障害基礎年金を請求されております。生年月日は昭和49年6月29日、上陸許可は平成23年4月26日、在留の資格は永住者ではなく短期滞在です。</p> <p>平成23年7月20日に、在留資格が日本人の配偶者等、在留期間が平成24年7月20日に変更になっております。今後は、日本人の配偶者等として永住者となる予定です。(在留期間3年)</p> <p>永住者ではない外国籍の方ですが、障害基礎年金の請求は可能でしょうか。</p>	本件については、国民年金法第30条の4第2項に基づき、障害基礎年金の事後重症請求を行うことができます。

疑義照会回答(平成23年12月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
36	年金給付	遺族基礎年金請求書	死亡後に国民年金の保険料が充当された場合の納付要件・支給金額について	昭和40年6月7日庁文発第4542号	<p>寡婦・死亡一時金・遺族年金の納付要件を確認する際には、死亡日の前日まで納付している月を合算することになります。下記の事例のように死亡後に厚生年金保険期間が判明し、統合した結果、国民年金納付済期間と重複しているため還付が発生し、未納期間へ充当処理となった場合、この充当期間は納付要件・支給金額を計算する際に保険料納付済期間に含めるかどうかご教示願います。</p> <p><事例> 被保険者死亡 平成23年3月12日 厚生年金期間判明・統合 平成23年4月14日 (昭和53年2月～4月の3ヵ月) 国民年金料還付・充当決議 平成23年4月15日 (平成21年7月～10月の3/4免除期間へ充当)</p> <p>昭和40年6月7日庁文発第4542号には「充当があった場合には、還付金等が生じた時にその充当した還付金等に相当する額の保険料の納付があったこととみなす」とありますが、還付金等が生じた時とは、過誤納調査決定日と考えてよいでしょうか。</p>	当該通知内の「還付金等が生じた時」というのは、過誤納調査決定日ではなく、厚生年金保険期間が統合された日となります。そのため、照会の充当済期間については、納付要件・支給金額を計算する際に保険料納付済期間に含めることはできません。
37	年金給付	死亡一時金請求書	行方不明者に係る死亡一時金請求における生計同一認定について	-	<p>平成18年〇月〇日から行方不明になっていた方が、平成23年〇月〇日に遺体で発見されたため、遺族から死亡一時金の請求がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡者は平成18年〇月〇日から行方不明。 ・平成23年〇月〇日に白骨化した遺体となって発見。 ・請求者は、行方不明当時、別居していた長男。 <p>死亡一時金の請求について、戸籍、住民票ともに死亡年月日不詳の場合には遺体発見日をもって死亡日とする取扱いです。また生計同一の認定にあたっては、死亡年月日が失踪宣告の場合ではない行方不明中の死亡の場合には、死亡の当時(遺体発見日)の生計同一を判断することになります。</p> <p>行方不明後も生計を同じくしているとは通常では考えられないと思いますが、今回の請求者については、死亡者が行方不明当時から遺体が発見されるまでの間、国民健康保険料を払い続けていました。</p> <p>国民年金法第52条の3第1項により「死亡一時金を受けることができる遺族は…その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの…」とされており、年給指2011-115には、「いずれか片方でも経済的援助の実態が認められる場合には、生計同一関係にあるものとして認められます。」とあります。以上のことより、死亡一時金の支払は可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	本件については、生計を同じくするものとして認められないため、死亡一時金を支給することはできません。

疑義照会回答(平成23年12月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
38	年金給付	遺族給付年金請求書(遺族厚生・遺族基礎)	海外居住者死亡における戸籍に記載のない子からの遺族年金請求について	国民年金法第37条、第37条の2 厚生年金保険法第59条	亡夫が日本人で、フィリピン在住中に死亡されました。遺族年金請求者は妻で、フィリピン人です(フィリピン在住)。また、18歳未満の子が2人います。フィリピンでの結婚証明書、出生証明書により、死亡者の妻と子であることの確認は取れています。日本の戸籍には、妻は夫の死亡後登録済みですが、子は出生後3か月以内に届出がないと登録できないため、日本の戸籍には未登録の状態です。このまま遺族の子との範囲と認めてよろしいか伺います。 なお、子はフィリピン国籍で、自宅が領事館から遠かったうえ、日本国籍を届け出る意識もなかったため、日本領事館には出生届を提出しなかったとのことです。	本件については、死亡者の除籍謄本では親子関係の確認ができないため、死亡者の妻と子の国籍のある国の公的機関が発行した結婚証明書、出生証明書などを取得して親子関係を確認してください。
39	年金給付	未支給(年金・保険給付)請求書	生計維持関係の認定における「第三者の証明書」の第三者の範囲について	平成23年3月23日年 発0323第1号	生計維持関係等の認定基準につきましては、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号。以下「生計維持関係通知」)にて示されているところですが、第三者の証明書の第三者については「民生委員…隣人等であって、受給権者、生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者の民法上の三親等内の親族は含まない。」とあります。 未支給請求に際して、請求者の内縁の妻が「三親等内の親族以外の者」として第三者の証明書の第三者として認められるのかどうか照会します。	第三者の範囲を三親等内の親族以外とした趣旨は、近親間で利害関係があると推測される者を除外し、証明事項の信憑性を担保するとともに、これまで曖昧であった「第三者」の範囲を統一することにあります。 第三者の範囲については、通知上の取扱いである「民法上の三親等内の親族以外」を厳格に適用するものとし、内縁の妻は親族ではないため、第三者の証明書の第三者として認めています。
40	年金給付	老齢給付年金請求書(老齢基礎)	海外在住期間を合算対象期間とする場合の確認に必要な書類について	国民年金法昭60年改 正法附則第8条第5号 9号 昭和61年7月10日庁 保険発第35号	海外在住期間の確認書類の「その他上記に掲げる書類に準ずるもの」について、疑義照会回答に「出入国マスタファイル」を「その他上記に掲げる書類に準ずるもの」として取り扱うことは差し支えないとあります。しかし、「出入国マスタファイル」では昭和48年(1973年)4月前の記録については確認できません。 年金の請求において「渡航証明書」(独立行政法人国際協力機構発行)の証明をもって、海外在住についての公的な証明とみなしてもよろしいでしょうか。 また、本件では海外在留国での労働者手帳の写しも添付していただいております。 なお、請求者が日本国出国前の日本国在住記録の確認のため戸籍の附票を求めたところ、当時の本籍地の役場には保存していないとのことでした。本来国側で証明できる書類がない状態で、請求者が自ら事実関係を証明するため、外務省の外郭団体である「国際協力機構」にて「渡航証明書」を取得しています。 <事例> ・「渡航証明書」に記載された入出国年月日 1960年(昭和35年)3月2日ブラジル国へ移住 ・「出入国マスタファイル」に記載された入出国年月日 入出国年月日:記載なし 1988年(昭和63年)11月26日 入国(帰国)	海外在住期間の確認における「渡航証明書」及び「労働者手帳」は、「その他上記に掲げる書類に準ずるもの」には該当しません。 「渡航証明書」に記載されている渡航年月日である昭和35年3月2日から、出入国管理マスタファイルでの管理が始まった昭和48年4月1日までの間に帰国している可能性もあるため、合算対象期間と認められるのは、昭和48年4月1日から帰国日である昭和63年11月26日までとなります。

疑義照会回答(平成23年12月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
41	年金給付	老齢給付年金請求書(老齢基礎)	日本国籍を有する者の海外在住期間に係る合算対象期間の確認に必要な添付書類について	国民年金法施行規則第16条第2項第5号 昭和61年7月10日庁保発第35号	<p>日本国籍を有する者の海外在住期間に係る合算対象期間の確認に必要な添付書類としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.戸籍の附票の写 2.旅券法に規定する旅券(パスポート)の写 3.滞在国が交付した居住証明書 4.滞在国の日本領事館等の発行した在留資格期間証明書を 5.その他上記に掲げる書類に準ずるもの <p>など、海外在住期間を明らかにすることができるいずれかの書類を提出することになっていますが、下記の事例については、「パスポート」のみの添付で合算対象期間として総合的に判断してよいか、あるいは、「日本人出帰国記録マスタファイル」についても併せて添付が必要となるのか、お伺いいたします。</p> <p><事例> 海外に在住していた20歳以上60歳未満の合算対象期間をパスポートで確認したところ、パスポートが2冊あり、1冊は、母親名義のパスポート(当時12歳で、母の同行者用)に「日本を出国した年月日」が記載され、もう1冊は、本人用パスポートに「日本に帰国した年月日」が記載されています。 このため、海外在住の継続期間や生活拠点の確認できる書類としては、本人申立のみとなるため、「日本人出帰国記録マスタファイル」についても併せて添付が必要でしょうか。(本人の住民票異動はありません。)</p> <p>生年月日 昭和26年9月2日(女性) 昭和38年7月2日 日本出国(12歳) (昭和46年9月1日20歳到達) 昭和63年9月24日 日本帰国(37歳) ※出国から帰国までの間に日本に出入国したことはなし(本人申立)</p>	<p>出入国記録の一部しか記載されていない本人と母親のパスポートの写しでは、国外居住期間を正確に確認することができません。</p> <p>昭和61年7月10日庁保発第35号「日本国籍を有する者の国外居住期間に係る合算対象期間の確認に必要な書類について(通知)」では、昭和60年法律第34号附則第8条第5項第9号に掲げる期間の確認においては、当該期間が確認できる、質問内容にある1.から5.のいずれかの書類を添付することとされています。このため、2.の書類によって確認が困難な場合は、その他の書類の添付を受けて総合的に判断してください。</p>
42	年金給付	老齢給付年金請求書(老齢厚生)	生計維持関係の収入に係る認定について	厚生年金保険法施行規則第30条第2項第5号等	<p>収入の証明として、給与所得者に係る市民税・都民税特別徴収税額の決定通知書が添付されることがありますが、課税証明書等と同様に取り扱ってよろしいでしょうか。</p> <p>市役所等に確認したところ、給与所得以外に所得があり確定申告をする際に、給与所得以外の所得に対する税金を特別徴収にするか、普通徴収にするかは選択することになっており、特別徴収を選択した場合はその他の所得の欄に所得額が記載されるが、普通徴収を選択した場合は特別徴収税額の決定通知書にはその所得については記載されないとのことでした。</p>	<p>本件については、源泉徴収票の取扱いに準じて、「他に所得がない」ことの申立を請求者に記入していただく、又は担当者がその旨を聞き取り確認したことを明記することによって、収入の証明書に代わるものとして取り扱ってください。</p>